

# 海外

## 米州諸国

### ◇米国連邦準備制度理事会、レギュレーションKを改訂

1. 米国連邦準備制度理事会は9月30日、国際銀行業務に関するレギュレーションKを一部改訂<sup>(注)</sup>、①エッジ・アクト法人(国際銀行業務・投資活動を営む米銀子会社)に関する業務範囲の拡大および各種規制の緩和、②米国金融機関の対外投資規制の緩和等を実施する旨発表した(実施は10月24日<一部は即日実施>)。

(注) 今次改訂は、「1978年国際銀行法」において、経済・金融情勢の変化に対応して5年ごとにレギュレーションKを見直す旨規定されていることに基づくもの。前回改訂は、79年6月(54年9月号「要録」参照)。

2. 今次改訂の主要点は以下のとおり。

#### (1) エッジ・アクト法人関連

##### イ. 米国内における業務範囲の拡大

エッジ・アクト法人は、営業免許、定款等により専ら国際業務のみを行うことが定められている企業(国際航空業、国際海運業、輸出商社<export trading company>、海外販売会社<foreign sales corporation>等)に対しては、すべての銀行業務(full banking services)を提供することができる(従来、企業との取引は、すべて「国際業務に付随する業務」のみに限定)。

##### ロ. 貸出限度額の引上げ

エッジ・アクト法人の1顧客に対する信用供与限度額を「資本金および剰余金(capital and surplus)の10%以内」から「同15%以内」に引上げる。

##### ハ. 株式取得規制の導入

エッジ・アクト法人の議決権付株式(voting share)を25%以上取得しようとする場合には、60日前までに連邦準備制度理事会に書面による通知(written notice)を行わなければならない(同理事会は、かかる通知に対して不許可もしくは条件付許可とすることが可能)。

#### (2) 対外投資規制の緩和

イ. 事前認可を要しない投資限度額の引上げ(本項目のみ即日実施)

米国金融機関(連邦準備制度加盟銀行、銀行持株会社、エッジ・アクト法人、以下同様)による海外子会社・合弁企業(joint venture)向け投資および対外証券投資については、連邦準備制度理事会への事前認可を要しない投資限度額(合計)を従来の「資本金および剰余金の5%ないし2百万ドルのうち少ない方」から「同5%ないし15百万ドルのうち少ない方」へ引上げる。

#### ロ. 投資先海外企業に関する規制の緩和

(イ) 米国金融機関の海外企業向け投資について、当該企業が米国金融機関の海外子会社に認められていない業務(impermissible activities)を行っている場合でも、そのウエイトが当該企業の総資産もしくは総収入の5%以下であれば、これを認めることとする(従来は全面禁止)。ただし、海外子会社を新設する場合には、こうした業務は従来通り全面禁止とする。

(ロ) 米国金融機関の海外貯蓄金融機関(貯蓄銀行、住宅金融組合等)向け投資を認める(従来は海外商業銀行向け投資のみ認可)。

(ハ) 米国金融機関の海外子会社は、無条件で生命・災害・医療保険業務を行えるものとする(従来は貸付業務に関連していることが条件)。

### ◇米国連邦準備制度理事会、銀行監督体制の強化を発表

1. 米国連邦準備制度理事会は10月7日、第一次の監督責任を有する連邦準備制度加盟州法銀行および銀行持株会社に対する監督体制を強化し、86年1月から実施する旨発表した。

今次措置の概要は以下のとおり。

#### (1) 審査回数の増加

イ. 連邦準備制度加盟州法銀行およびすべての銀行持株会社に対する審査を原則として年1回とする(従来は原則として18か月に1回)。

ロ. 資産100億ドル超の銀行・銀行持株会社および「問題銀行(problem banks)」<sup>(注)</sup>に対しては、上記年1回の本審査(full-scope examination)に加え、年1回の「限定審査(全業務を対象とした略式審査、limited-scope examination)」または「特別審査(特定業務についてのみの審査、targeted examination)」を実施する(計年2回実施)。

ハ. 資産100億ドル以下の銀行持株会社で、特別な問題がない先に限り、上記イ. の例外措置として審査

## ○連邦準備制度加盟州法銀行

資産規模 格付け	100億ドル超	5～100億ドル	1～5億ドル	1億ドル未満
1または2	本考査年1回 限定考査または特別考査年1回	本考査年1回 必要な場合には限定考査または特別考査		
3	本考査年1回 限定考査または特別考査年1回		本考査年1回 必要な場合には限定考査または特別考査	
4または5	6か月ごとに考査 うち1回は本考査 もう1回は限定考査または特別考査			

## ○銀行持株会社

資産規模 格付け	100億ドル超	5～100億ドル		1.5～5億ドル		1.5億ドル未満	
ノン・バンク 子会社の 有無	—	有	無	有	無	有	無
1または2	本考査年1回 限定考査または特別考査年1回	本考査年1回 必要な場合には限定考査または特別考査	限定考査 2年に1回 必要な場合には限定考査または特別考査	本考査 年1回	限定考査 3年に1回	本考査 2年に1回	負債比率に応じて 年1回～ 2年に1回
3	本考査年1回 限定考査または特別考査年1回				限定考査または特別考査 年1回	本考査 年1回	考査 2年に1回
4または5					考査 年1回	本考査 年1回	考査 年1回

を2～3年に1回とする。

(注) 統一銀行格付け制度による格付け(1～5の等級、1が最も望ましい格付)で4および5に該当する銀行。

## (2) 考査結果の伝達方法の改善

イ、以下のような場合には、経営陣(board of directors)と直接面談のうえ考査結果を伝達する(従来は、統一的な基準がなく、ケース・バイ・ケースで処理)。

## (イ) 経営状況

- ① 「問題銀行」あるいは「問題銀行持株会社」に対する本考査。
- ② 「問題銀行」には含まれていないものの、経営上何らかの問題点を抱えている先(上記格付け3

の銀行)で、前回考査以降、経営悪化をきたしたり、問題点の改善がなされていないと判断される場合の本考査。

- ③ 限定考査または特別考査であっても、各地区連銀が必要と認める場合。

## (ロ) 資産規模

- ① すべての多国籍銀行(資産150億ドル超、別途指定)および50億ドル超の銀行、銀行持株会社に対する本考査。
- ② 資産10億ドル超の銀行・銀行持株会社に対する本考査の場合にも、こうした面談を行うことが望ましい。

ロ、こうした経営陣に対する伝達は次の要領で実施す

- る。
- (イ) 面談対象は経営陣全員であることが望ましいが、場合によっては一部の役員のみでも可。
- (ロ) 金融機関の規模が大きい場合には、各地区連銀の上級幹部 (senior official) が出席すること (特に多国籍銀行および格付け3～5で資産50億ドル超の銀行、銀行持株会社の場合には地区連銀総裁が出席)。
- (ハ) 報告内容には、自己資本、資産内容、収益性、流動性、法規違反の有無、経営方針等に対する評価について必ず言及すること。
- ハ、格付け3～5のすべての金融機関および格付けが1～2であっても、著しい経営悪化や法規違反がみられる先に対しては、審査結果について、経営陣との直接的面談による伝達に加え、書面によっても併せて通知する。
2. 今次措置について同理事会では、①個別銀行の経営問題の発生を未然に防止するとともに、②万一、問題が表面化した場合に、連銀がより効率的に対処することができるようにすることを目的としたものである旨説明している。

## 欧州諸国

### ◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、IfO、ハンブルグ、エッセン、キールの各経済研究所)は、10月18日、恒例の共同経済見通しおよび政策提言を発表した(通常、春・秋の年2回)。その要旨は以下のとおり。

#### 1. 経済見通し

西ドイツ経済は、先行きも現在の景気上昇テンポを継続し、実質成長率は85年+2.25%(前回<85/5月>見通し+2.5%)のあと86年は+3%(上期+3.5%、下期+2.5%)程度に達する見通し。こうしたなかで景気の主導役はこれまでの輸出から内需へシフトしていくことが予想される。すなわち、輸出については、EC域内向けは従来程度の伸びを継続するが、米国・OPEC向けが鈍化するため86年は世界貿易量(+4%)程度の伸びにとどまる公算。これに対して、内需は①設備投資が企業収益の好調、金利低下等を背景に+4%の伸び(以下GNPコンポーネントは実質ベース)が期待されるほか、②低迷を続けてきた建設需要も好転に向かい、さらに③個人消

費も賃上げ率の上昇、雇用者数の増加および減税等を映じた可処分所得の好伸(+5%)を背景に+3%程度に伸びを高める見通し。もっとも雇用情勢をみると、雇用者数は25万人程度増加するものの、労働力人口の増勢持続から、失業者数は微減にとどまる見込み(85年230万人→86年225万人)。

この間国際収支面では86年中も黒字拡大傾向が続き、貿易収支が+1,000億マルク(85年+800億マルク)、経常収支は+500億マルク(同+350億マルク)に達する見通し。

#### 2. 政策提言

- (1) 財政・金融・賃金政策は、景気上昇を継続させるべく、雇用および成長の諸条件改善を目指して運営されることが望まれる。
- (2) 財政政策面では88年に予定されている第2段階の減税を87年初に繰上げ実施すべきであるが、これは対外黒字の縮小という国際的な要求にも合致するものである。こうした減税の財源は優遇税制や補助金の削減に求められるべきである。
- (3) 金融政策面では、ブンデスバンクは中期的な潜在成長率を勘案しつつ物価安定を目指した政策運営を続けるべきであり、86年中の中央銀行通貨量の伸びは5%程度が適当である。
- (4) 賃金政策面では、業種・地域間で景気情勢等にかなり格差があるため、一律の賃金上昇率を目指した場合には、賃金コストの転嫁が困難な業種での雇用縮小を招くことにもつながるおそれがある。したがって賃金交渉に当たっては生産性上昇率に見合う範囲内で業種・地域ごとに異なった方針で望む必要がある。

### 西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比、%)

	85年(見込み)	86年(見通し)
実質GNP	+2.25	+3.0
(うち個人消費支出)	(+1.5)	(+3.0)
(政府消費支出)	(+1.5)	(+1.5)
(設備投資)	(+1.5)	(+4.0)
(輸出)	(+8.0)	(+5.0)
(輸入)	(+5.0)	(+5.5)
個人消費支出デフレーター	+2.0	+2.0
就業者数	+0.5	+1.0

### ◇イタリア政府、86年度予算案を閣議決定

1. イタリア政府は、9月28日、86年度(86/1月～12

月)予算案を閣議決定し、同30日、議会に提出した。今次予算案は、引き続きインフレ抑制、財政赤字削減を狙った緊縮型の内容となっており、社会保障関連支出を含む歳出削減等により財政赤字額の抑制(85年度見込み△106.7兆リラ、86年度予算案△110兆リラ)、その対名目GDP比率の引下げ(同15.6%→86年度14.6%)が企図されている(注)。

(注) 本予算案の前提となる86年度経済見通しは次のとおり。  
 実質GDP成長率 +2.5~3.0%(85年度実績見込み+2.4%)  
 消費者物価上昇率(年平均) +6%(同+9.2%)

本予算案に盛り込まれている財政赤字削減措置の主な内容は以下のとおり。

- (1) 年金制度の見直し(赤字削減効果 5兆リラ)
    - イ. 年金給付額の物価スライドを現行の3ヵ月ごとから6ヵ月ごとへ変更
    - ロ. 失業者に対する年金基金への拠出を義務付け
  - (2) 医療費の自己負担割合を引上げ(同1.9兆リラ)
    - イ. 年間所得110万リラ未満…引続き無料
    - ロ. 同 11~30万リラ…薬代、診察代等の自己負担分の引上げ(15→25%)
    - ハ. 同 30万リラ超……健康保険料を引下げる一方、医療費還付金を引下げ
  - (3) 公共料金の引上げ(同1.2兆リラ)
    - イ. バス、鉄道等公共交通の料金引上げ
    - ロ. 特定の条件によって定められていた鉄道運賃、電気代、電話代の割引制度廃止
  - (4) その他
    - イ. 大学等の入学金、授業料の引上げ(同4,500億リラ)
    - ロ. 第1子に対する家族手当の廃止(同1兆リラ)
    - ハ. 地方公共団体に対する交付金の削減(同1.5兆リラ)
    - ニ. 国債利払費(同2.5兆リラ)、国防費(同3,200億リラ)等の削減
2. 本予算案については、これまで聖域視されてきた社会保障関連支出を初めて削減対象に含んでいる点が最大の特徴。この点に関する反響をみると、経済界、金融界等では一様に評価しており、「財政赤字削減の実効を挙げるためには、今後さらに徹底した削減が必要」(イタリア経団連)との受止め方。これに対して労働組合、野

党共産党が強く反発しているほか、連立与党内部でも必ずしも足並みが揃っていないことから、今後の議会審議の過程でかなりの難航も予想されている。

#### ◆スウェーデン中央銀行、罰則金利を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は10月24日、罰則金利を1%引下げ(15.0%→14.0%)、翌25日より実施する旨発表した(公定歩合は10.5%で据置き)。罰則金利の変更は、本年7月12日の公定歩合・罰則金利引下げ(公定歩合11.5%→10.5%、罰則金利16.0%→15.0%)に続く措置(60年8月号「要録」参照)。
2. 今次措置につき、同行では「最近の短期市場金利の低下にもかかわらず、スウェーデン・クローネ相場が海外からの資本流入持続を背景に堅調に推移している(注)ことにかんがみ、市場金利に追隨する形で引下げに踏切ったもの」と説明している。

(注) スウェーデン・クローネ相場(1米ドル当り)本年7月末8.2656 SKr→8月末8.3045 SKr→9月末8.0455 SKr→10月23日7.9335 SKr。

#### ◆ギリシア、ドラクマを切下げ

1. ギリシア政府は10月11日、ドラクマの対米ドル相場の15%切下げ(注)(即日実施)および国内緊縮政策の導入を発表した。なお、ドラクマの切下げは、83年1月9日(対米ドル15.5%、58年2月号「要録」参照)以来の措置である。

(注) 11日終り値 1米ドル=132.56ドラクマ  
 切下げレート 1米ドル=155.95ドラクマ

2. 今回導入された国内緊縮政策の概要は以下のとおり。

##### (1) 輸入抑制策

全輸入業者に対し、特定の輸入品目(全輸入額の40%に相当)について輸入額の40~80%相当額を6ヵ月間無利子でギリシア中央銀行へ預金することを義務づける。

##### (2) 所得政策

##### イ. 賃金の物価スライド制の変更

賃金の物価スライド制を次のように変更することによって、86年中の実質賃金を5%以上引下げる。

- (イ) 86年1月以降、賃金上昇率を政府が4ヵ月ごとに発表する物価上昇率(輸入物価を除く)見通しの範囲内に抑制する。とくに86、87年については、こうした賃金上昇率を上限とすることを法律によ

って、規定する(これを超える賃金上昇率は税額控除対象外の扱い)。

(ロ) 賃金が月額15万ドラクマ(約950ドル)を超える場合には、86年1月の物価スライドを見送る。

ロ. 農産物価格の上昇率を、上記物価上昇率見通しの範囲内に抑制

### (3) 財政政策

以下の措置により86年の公共部門借入需要(P S B R)の対名目G D P比率を4%ポイント引下げる。

イ. 政府支出の削減およびそのための新機構の設立(詳細は今後決定)

ロ. 増税措置の実施

(イ) 自営業者の利益および所得に対する割増税(86年度のみ3~10%)の導入

(ロ) 納税滞納に対する罰則の強化

(イ) 非課税制度の段階的撤廃

(ニ) 農業所得に対する課税の強化

ハ. 公営企業の赤字削減のためのコストに見合った価格設定の導入、政府貸付限度額の運用強化

### (4) 金融政策

イ. 農業・中小企業向け優遇貸付金利の引上げ(12~14%→16%)

ロ. 流動性吸収措置の導入

上記(1)の輸入業者への預金義務づけ(500億ドラクマ以上)およびその他の流動性吸収策(350億ドラクマ)により、合計850億ドラクマ以上(85年中の民間資金需要見通しの24%相当)の流動性を吸収する。

### (5) 産業政策

過大債務を抱える民間企業(主に製造業)に対して、

①とくに債務額の大きい6社を清算、②その他の企業に対する就業者削減等によって合理化を推進する。

3. 今次措置につき、ギリシア中央銀行および大蔵省では「近年における対外赤字拡大基調の持続(経常収支、83年△18.8億ドル→84年△21.3億ドル→85年見通し△28億ドル)、対外債務残高の急増(78年末48億ドル→84年末123億ドル)にかんがみ、輸入抑制、輸出拡大を通じた対外収支の改善を狙ったものである」旨説明している。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◆韓国、資本自由化業種の拡大を発表

韓国政府は、10月12日、従来外国人投資が禁止または

制限されてきた339業種のうち102業種(うち、農林水産業3、鉱業9、製造業34、建設業2、商業15、運輸・通信業7、保険・不動産業10、その他サービス業22)を自由化する旨<sup>(注)</sup>発表、同月14日より実施した(これにより、全対象999業種の自由化率は66.1%から76.3%へ上昇)。本措置につき政府では、「海外からの先進技術導入による国内産業の国際競争力強化を企図した」(金財務長官)としている。

(注)ただし、このうち自動車製造業、損害保険業等16業種については既存企業との合併に限り認可される。また、残り237の非自由化業種についても、①既存外国人投資企業が増資を行う場合、②生産する製品を全量輸出する場合には、外国人の投資が認可されるとしている。

### ◆豪州、外資規制を大幅緩和

豪州政府は、10月29日、外資規制の大幅緩和等を発表、即日実施した。同緩和策はホーク政権の自由化政策の一環であり、「国外からの非債務性資金の流入を促進する<sup>(注)</sup>とともに輸出産業の育成を図ることに重点を置いたもの」と説明されている。

なお、今回の措置では、金融業務についても参入規制の一段の緩和が図られている(保険会社、マーチャント・バンク等非銀行金融機関の新設条件の緩和)。

今次措置の概要は次のとおり。

#### (1) 外資審議会(FIRB)の審査対象の縮小

・外国人による(以下略)株式取得

	従来	緩和後
新設企業	200万豪ドル以上	→1,000万豪ドル以上
既存企業	200万	→500万
既存外資企業	300万	→2,000万
不動産取得	時価35万	→60万

・マーチャント・バンクに対する投資

1年間の時限立法で免除 → 無期限免除

・非銀行金融機関の新設

審査対象 → 1,000万豪ドル以上

・既存鉱業開発権の取得

審査対象 → 審査対象外

(2) 不動産関連の開発事業に対する外資規制(外資比率50%未満)を工事期間5年以上または総工費1,000万豪ドル以上のプロジェクトに限定

(3) ポーサイト、L P G、コンデンセート、石油製品等に対する輸出手続の簡素化

(注) 同国では、対外債務残高が過去5年間に5倍に増加しており(政府公表ベース、80/6月末139億豪ドル→85/6月

末685億豪ドル<約450億米ドル>)、その累増の抑制が重要な課題となっている。

## 共産圏諸国

### ◇中国、貿易管理を強化

中国では、昨年末以降の消費、投資の急増や外貨準備の減少に対処して本年初末、各種の措置を講じてきているが<sup>(注)</sup>、最近では以下のような貿易管理の強化策を相次いで打出している。

#### (1) 輸 出

##### ① 輸出許可制の適用範囲拡大(対外経済貿易部、9月20日実施)

—対象は以下の21品目。

皮製作業用手袋、絹織物、陶磁器、冷凍くるまエビ、板栗、ハミ瓜、ウーロン茶、豚の剛毛で作った刷毛、大豆かす、桂皮、桂油、ラミー紡織品、亜麻紡織品、胡麻紡織品、大麻紡織品、紅黄麻および麻袋、ティッシュ・ペーパー、片仔廣、クロロマイセチン、天津鴨梨、ざぼん

—輸出許可制は、国または地方自治体から許可を与えられた企業だけに輸出業務を認める制度で、これまで石油など一部商品についてのみ実施されていた。

##### ② とうもろこしの輸出窓口一本化(対外経済貿易部、実施時期不明<9月14日公表>)

—とうもろこし輸出は今後とうもろこし輸出協会に加盟し、当局の輸出割当てを受けた企業のみが実行可能。

#### (2) 輸 入

##### ① 輸入許可制の適用範囲拡大(対外経済貿易部および税関総署)

—対象は以下の7種類の生産組立てラインと6品

目の商品。

(イ) カラー・白黒テレビ、ラジカセ、家庭用冷蔵庫、家庭用洗濯機、ルーム・エアコン、オートバイ、小型自動車の生産組立てライン(9月25日実施)。

(ロ) エアコン、クレーン、電子顕微鏡、エレクトロ分光機、X線断層撮影装置、空気精紡機(11月1日実施)。

##### ② 「技術導入契約認可規則」の施行(対外経済貿易部、10月1日施行)

—技術導入や技術移転を伴う生産プラントの輸入等を認可制としたもので、主な対象は以下のとおり。

(イ) 外国の工業所有権および技術ノウハウの導入。さらにそれらを含む生産ライン、プラント設備の導入や中国での共同生産。

(ロ) 外国企業に委託またはその協力による企業化調査や工事設計など。

##### ③ 「輸入家電製品検査管理規制」の施行(対外経済貿易部、商業部、国家商品検査局、10月1日施行)

—商品検査局(または同局が許可した検査機関)で検査を受けていない輸入家電製品の販売、組立ての禁止。

—対象となる輸入家電製品は以下のとおり。

カラー・白黒テレビ、ラジカセ、ステレオ、VTR、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、扇風機およびそのKD部品。

##### ④ 自動車の輸入禁止(国務院、実施時期不明<11月3日公表>)

—特別な許可のあった場合を除き、中国の機関、団体、企業、軍、学校による乗用車、高級 jeep、高級観光バスなどの輸入を2年間禁止する。

(注) 一部預貸金金利の引上げ(60年4月号および8月号「要録」参照)、輸入調節税の導入(60年8月号「要録」参照)